

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	個別帰属 一連番号	※ 連結グループ 整理番号				
所在地	電話( ) -	事業種目	期末現在の出資金の額	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分量、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			税務署	整理番号	連結事業年度(至)			
連結法人名		同非区分	特同族会社	同族会社	非同族会社	理	売上金額	申告区分 序指定 局指定 指導等 区分				
代表者自署押印	(印)	経理責任者自署押印				処	届出年月日	通信日付印 確認印 省略				
代表者住所		旧所在地及び旧法人名				欄	年 月 日	年 月 日				
連結親法人名及び納税地		添付書類					年 月 日	年 月 日				

平成 年 月 日

翌年以降要否  要  否

連結事業年度分の 申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有

個別所得金額又は個別欠損金額(イ)+(ロ)	十億	百万	千	円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額	13	外	十億	百万	千	円
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金額(別表四の二付表[5]の①)					連結法人税個別帰属額(12)-(13)	14	外				
(ロ) 連結欠損金額個別帰属発生額(別表七の二付表一[24])					この届出前の修正申告の場合	15	外				
算出連結法人税個別帰属額(28)又は(29)					この届出前の修正申告の場合	16	外				
連結法人税の特例控除額の個別帰属額					この届出前の修正申告の場合	17	外				
差引連結法人税個別帰属額(2)-(3)					この届出の基となる申告等による増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)	18	外				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額					連結欠損金個別帰属額の当期減少額(別表七の二付表一[19]の計)	19	外				
課税個別土地譲渡利益金額(別表三(二)[24]+別表三(二の二)[25]+別表三(三)[20])					翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額(別表七の二付表一[20]の計+[28])	20	外				
同上に対する税額(30)+(31)+(32)					この届出の届出修正の場合	21	外				
基準個別留保金額(別表三の二付表[49])					この届出の届出修正の場合	22	外				
同上に対する税額(別表三の二付表[59])					この届出の届出修正の場合	23	外				
連結法人税個別帰属額計(4)+(5)+(7)+(9)					連結所得に対する法人税額(別表一の二(一)[2])	27	外				
個別控除税額(35)					算出連結法人税個別帰属額((25)× $\frac{20}{20}$ )又は((25)の15%相当額)	28	外				
差引連結法人税個別帰属額(10)-(11)					算出連結法人税個別帰属額((26)の25.5%又は23.9%相当額)	29	外				
算出連結法人税個別帰属額					個別土地譲渡税額(別表三(三)[23])	32	外				
連結所得金額(別表一の二(一)[1])					土地譲渡税の内訳	33	外				
個別所得金額又は個別欠損金額(1)					所得税の額の個別帰属額(別表六の二(一)[22])	34	外				
個別所得金額又は個別欠損金額(1)					外国税額の個別帰属額(別表六の二(二)付表[14])	35	外				
個別土地譲渡税額(別表三(二)[27])					計(33)+(34)	36	外				
同 上(別表三(二の二)[28])					連結復興特別法人税個別帰属額(連結法人税個別帰属額届出書付表一[3])	37	外				
個別土地譲渡税の内訳					決算確定の日	平成 年 月 日					

税理士署名押印 (印)

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書(連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。))である連結法人の分...平成二十七・四・一以後終了連結事業年度分(平成二十六・十・一前開始連結事業年度分)

## 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

### 1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

### 2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

### 3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書